

リーダーズ式☆

出題予想テーマ的中プロジェクト

第2回

リーダーズ総合研究所

山田 齊明 先生

竹内 千佳 先生

村瀬 仁彦 先生

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

1

民法択一式・記述式レバレッジ予想講義
—第2回—

1 設問

Aは、平成17年4月23日、金銭消費貸借契約に基づき、Bに対して1,000万円を貸し付けた。Bは、多額の債務を負担していたところ、平成27年4月23日に、他の債権者を害することを知りながら、Cに対して、B所有の甲不動産につき贈与契約を締結し、同年、所有権移転登記を経由した。その後、Aは、これを詐害行為として取り消し、Cに対して、甲不動産の所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えを提起した。この場合、Cは、AのBに対する1,000万円の貸金債権につき、①どのような理由により、②どのような主張をすれば、Aからの請求を拒むことができるか。「Cは、AのBに対する1,000万円の貸金債権につき」に続け、判例の立場を踏まえて40字程度で記述しなさい。なお、Cは、詐害行為時に、債権者Aを害すべき事実について知っていたものとする。

【図解化】 ※事実関係の正確な把握のため、必ず、図にすること。

【テーマ】 ※問題文から、テーマを見つけ出すこと。

リーダース式☆出題予想テーマ的中プロジェクト

【キーワード】 ※問題文から、テーマとなりうるキーワードを書きだすこと。

【文章構成】 ※キーワードを元に、文章構成すること。

Cは、AのBに対する1,000万円の貸金債権につき、

2 解説

1 テーマ

- ・ 時効の援用権者

2 前提知識

時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない(民法145条)。時効の援用とは、時効の利益を受けることができる者が、実際に時効の利益を受ける意思表示のことをいう。時効が完成した場合に、その利益を享受するか否かの本人の意思を尊重するために設けられている。

誰が当事者として時効を援用できるかが問題となるが、判例は、「当事者」とは、時効により直接利益を受ける者及びその承継人に限るとしている(大判明43.1.25)。

3 本問の解説

本問のような事例において、判例は、「詐害行為の受益者は、詐害行為取消権を行使する債権者の債権の消滅によって、直接利益を受ける者に該当するため、その消滅時効を援用することができる」としている(最判平10.6.22)。

したがって、本問における解答は、この判例に沿って記載すればよい。

3 択一式対策

1 確認テスト

- (1) 後順位抵当権者は、先順位抵当権者の被担保債権が消滅すると先順位抵当権も消滅し、その把握する担保価値が増大するので、その被担保債権の消滅時効を援用することができる。

(解)× 判例は、後順位抵当権者は、先順位抵当権者の被担保債権の消滅時効を援用することはできないとしている(最判平11.10.21)。

- (2) 他人の債務のために自己の所有物件に抵当権を設定した物上保証人は、その被担保債権が消滅すると抵当権も消滅するので、被担保債権の消滅時効を援用することができる。

(解)○ 判例は、他人の債務のために自己所有の不動産に抵当権を設定した物上保証人は、消滅時効を援用することができるとしている(最判昭43.9.26)。

- (3) 一般債権者は、執行の場合における配当額が増加する可能性があるので、他の債権者の債権の消滅時効を援用することができる。

(解)× 判例は、一般債権者は、他の債権者の債権の消滅時効を援用することはできないとしている(大決昭12.6.30)。

- (4) 詐害行為の受益者は、詐害行為取消権を行使する債権者の債権が消滅すれば、詐害行為取消権の行使による利益損失を免れることができるので、その債権の消滅時効を援用することができる。

(解)○ 判例は、詐害行為の受益者は、詐害行為取消権を行使する債権者の債権について、時効の利益を直接受ける者にあたり、その消滅時効を援用することができるとしている(最判平10.6.22)。

- (5) 建物の敷地所有権の帰属に争いがある場合において、その敷地上の建物の賃借人は、建物の賃貸人が敷地所有権を時効取得すれば賃借権の喪失を免れることができるので、建物の賃貸人による敷地所有権の取得時効を援用することができる。

(解)× 判例は、取得時効が問題となる土地上の建物賃借人は、賃貸人の敷地所有権の取得時効を援用することはできないとしている(最判昭44.7.15)。

2 確認事項

① 時効の援用の可否

時効の援用を肯定	1	保証人、連帯保証人は、主たる債務者の債務の消滅時効を援用することができる(大判大4.7.13)。
	2	連帯債務者は、他の連帯債務者の債務の消滅時効を援用することができる(民439条)。
	3	詐害行為の受益者は、詐害行為取消権を行使している債権者の被担保債権の消滅によって、直接利益を受ける者に該当するため、その消滅時効を援用することができる(最判平10.6.22)。
	4	抵当不動産の第三取得者は、抵当権の被担保債権の消滅を援用することができる(最判昭48.12.14)。
	5	物上保証人は、抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することができる(最判昭43.9.26)。
	6	売買予約にもとづく所有権移転請求権保全の仮登記がされた不動産について、所有権移転登記を経由した第三取得者は、当該予約完結権の消滅時効を援用することができる(最判平4.3.19)。
時効の援用を否定	1	後順位抵当権者は、先順位抵当権者の被担保債権の消滅時効を援用することができない(最判平11.10.21)。
	2	取得時効が問題となる土地上の建物賃借人は、賃貸人の敷地所有権の取得時効を援用することはできないとしている(最判昭44.7.15)。

② 時効の援用の効力

判例・通説は、「時効による権利消滅の効果は、時効期間の経過とともに確定的に生ずるものではなく、時効が援用されたときにはじめて確定的に生ずるものと解するのが相当である」とする(最判昭61.3.17 停止条件説)。また、時効を援用することができる者が複数名いる場合、1人が時効を援用しても、その効果は他の者には及ばない。これを、時効の援用の相対効という。

【解答例】

Cは、AのBに対する1,000万円の貸金債権につき、

そ	の	消	滅	に	よ	り	直	接	利	益	を	受	け	る
者	に	当	た	る	た	め	、	そ	の	消	滅	時	効	を
援	用	す	れ	ば	、	請	求	を	拒	め	る	。		

2

行政法☆重要判例予想講義 —第2回：行政作用法②—

1 武蔵野マンション事件(最判平成元年11月8日)

(事案)

Yは、中高層建築物について住民の同意を得ること、教育施設負担金を市に寄付することを事業主に求め、従わない場合には上下水道などについての協力を行わないという宅地開発指導要綱を定めた。Yは、行政指導に従わないX建設からの給水契約の申込みを受理しなかったため、水道法第15条第1項に違反するとして、Y市長が起訴された。

(判旨)

被告人らが本件マンションを建設中のX建設及びその購入者から提出された給水契約の申込書を受領することを拒絶した時期には、既に、X建設は、武蔵野市の宅地開発に関する指導要綱に基づく行政指導には従わない意思を明確に表明し、マンションの購入者も、入居に当たり給水を現実に必要としていたというのである。そうすると、原判決が、このような時期に至ったときは、水道法上給水契約の締結を義務づけられている水道事業者としては、たとえ右の指導要綱を事業主に順守させるため行政指導を継続する必要があったとしても、これを理由として事業主らとの給水契約の締結を留保することは許されないというべきであるから、これを留保した被告人らの行為は、給水契約の締結を拒んだ行為に当たると判断したのは、是認することができる。

また、原判決の認定によると、被告人らは、右の指導要綱を順守させるための圧力手段として、水道事業者が有している給水の権限を用い、指導要綱に従わないX建設らとの給水契約の締結を拒んだものであり、その給水契約を締結して給水することが公序良俗違反を助長することとなるような事情もなかったというのである。そうすると、原判決が、このような場合には、水道事業者としては、たとえ指導要綱に従わない事業主らからの給水契約の申込であっても、その締結を拒むことは許されないというべきであるから、被告人らには本件給水契約の締結を拒む正当の理由がなかったと判断した点も、是認することができる。

2 武蔵野マンション教育負担金事件(最判平成5年2月18日)

(事案)

XはY市にマンションの建設を計画したところ、Y市は、宅地開発指導要綱に基づいて教育施設負担金の寄付を要請した。これに対して、Xは、Y市に教育施設負担金を納付したが、その後、Xは、この寄付がY市の強迫によるものであるとして意思表示の取消しを主張した上で、教育施設負担金相当額の返還を求めて出訴した。

(判旨)

本件当時、被上告人は、事業主に対し、法が認めておらずしかもそれが実施された場合にはマンション建築の目的の達成が事実上不可能となる水道の給水契約の締結の拒否等の制裁措置を背景として、指導要綱を遵守させようとしていたというべきである。被上告人がXに対し指導要綱に基づいて教育施設負担金の納付を求めた行為も、被上告人の担当者が教育施設負担金の減免等の懇請に対し前例がないとして拒絶した態度とあいまって、Xに対し、指導要綱所定の教育施設負担金を納付しなければ、水道の給水契約の締結及び下水道の使用を拒絶されると考えさせるに十分なものであって、マンションを建築しようとする以上右行政指導に従うことを余儀なくさせるものであり、Xに教育施設負担金の納付を事実上強制しようとしたものといえる。指導要綱に基づく行政指導が、武蔵野市民の生活環境をいわゆる乱開発から守ることを目的とするものであり、多くの武蔵野市民の支持を受けていたことなどを考慮しても、右行為は、本来任意に寄付金の納付を求めるべき行政指導の限度を超えるものであり、違法な公権力の行使であるといわざるを得ない。

3 小田急高架訴訟(最判平成18年11月2日)

(事案)

建設大臣(当時)が東京都に行った東京都市計画高速鉄道9号線の立体交差化を内容とする都市計画事業認可および付属街路の設置を内容とする都市計画事業認可を行った。これに対し、付属街路事業内に不動産を所有又は賃借するX1ら、及びそれ以外の近隣住民X2らが各事業認可の取消しを求めて出訴した。

(判旨)

都市計画法の基準に従って都市施設の規模、配置等に関する事項を定めるに当たっては、当該都市施設に関する諸般の事情を総合的に考慮した上で、政策的、技術的な見地から判断することが不可欠であるといわざるを得ない。そうすると、このような判断は、これを決定する行政庁の広範な裁量にゆだねられているというべきであって、裁判所が都市施設に関する都市計画の決定又は変更の内容の適否を審査するに当たっては、当該決定又は変更が裁量権の行使としてされたことを前提として、その基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとすべきものと解するのが相当である。以上の見地に立って検討するに、前記事実関係の下においては、平成5年決定が本件高架式を採用した点において裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法とならないと解される。

3

ココが危ない！2016年一般知識予想講義 —第2回：経済—

1 経済 国の財政

1 予算

(1) 意義

予算とは、一会計年度における歳入・歳出の見積りを内容とする財政行為の準則をいう。
憲法86条は、「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。」と規定している。

(2) 種類

ア 一般会計予算

一般会計予算とは、予算単一の原則に基づいて設置される、政府の一般政務に必要な通常の歳入と歳出に関する予算をいう。

イ 特別会計予算

特別会計予算とは、予算単一の原則の例外に基づいて設置される予算をいう。特別会計は、財政法13条2項により、以下の場合に、法律をもって、その設置が認められている。

- ① 国が特定の事業を行う場合
- ② 特定の資金を保有してその運用を行う場合、
- ③ その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

特別会計は、事業・資金ごとの運用状況や受益と負担の関係がより明確になるため、財政の健全性の確保にも資する。2015年度においては、14の特別会計が設置されている。

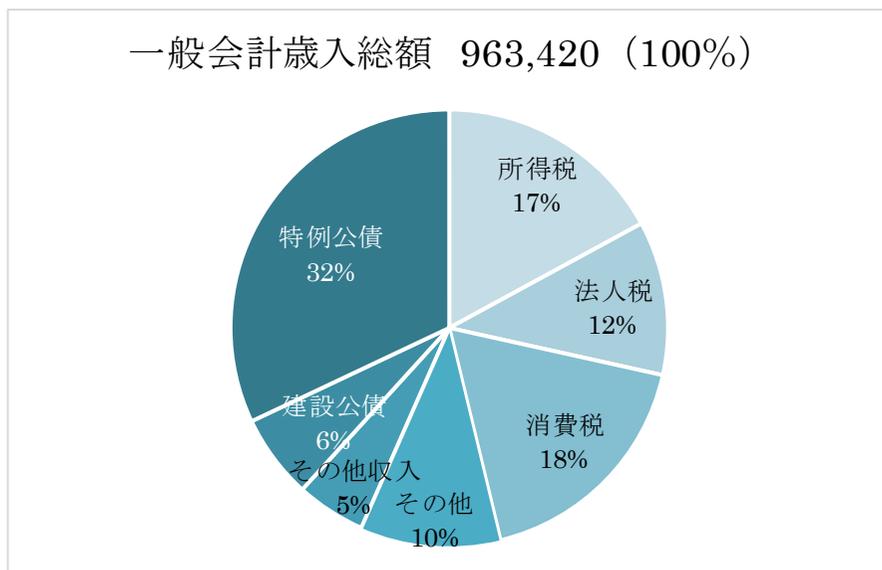
2 一般会計歳入

(1) 租税

租税とは、政府の財源調達のために国民から強制的に徴収されるものをいう。租税には、直接税と間接税がある。日本の場合、1949年のシャープ勧告以来、直接税の比率が高くなって

いる。

(図表)一般会計歳入



ア 直接税

直接税とは、納税者(国などに実際に税を納める者)と担税者(その税を実質的に負担する者)が一致していることを予定する税をいう。直接税には、所得税や相続税などがある。

イ 間接税

間接税とは、納税者(国などに実際に税を納める者)と担税者(その税を実質的に負担する者)が一致しないことを予定している税をいう。間接税には、消費税などがある。

(2) 公債

ア 意義

公債とは、経費の財源調達のために国又は地方公共団体が負担する金銭債務のことをいう。国が発行する公債を国債、地方公共団体が発行する公債を地方債という。

イ 種類(発行根拠法)

種類	内容
新規財源債	財政法4条・特例公債法を根拠に、一般会計の財源調達のために発行される公債をいう。
借換債	国債整理基金特別会計法5条を根拠に、すでに発行された公債の償還財源調達のために発行される公債をいう。
財投債	財政融資資金特別会計法11条を根拠に、財政融資資金の財源調達のために発行される公債をいう。

ウ 原則

(ア) 建設国債の原則

「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」(建設国債の原則 財政法4条1項)。

建設国債の原則とは、公共事業費などの投資的経費については、例外的に、公債発行ができる原則をいう。これに対して、人件費などの経常的経費については、財政法は、公債発行を認めていない。もっとも、建設国債を発行しても、なお歳入不足が見込まれる場合には、単年度立法による特例公債法が制定され、公債発行が可能となる(赤字国債)。

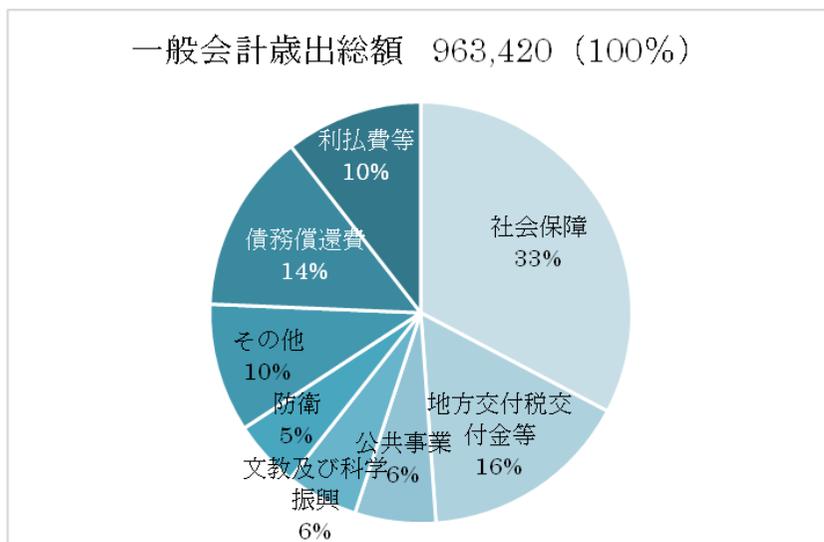
(イ) 市中消化の原則

「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。」。(市中消化の原則 財政法5条本文)。

市中消化の原則とは、公債の発行について、日本銀行が引き受けてはならないという原則をいう。もっとも、財政法5条但書では、「特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。」と規定しているように、市中消化の原則の例外として、日本銀行が保有している国債の償還額の範囲内で借換債を引き受ける場合や政府短期証券については、日銀引受けによる発行が認められている。

3 一般会計歳出

(図表)一般会計歳出



歳出のうち、社会保障と国債費は、増加傾向にあり、公共事業や地方財政関連は、縮小傾向にある。

《過去問チェック》

- 内閣総理大臣は、通常国会の終了時までに毎会計年度の予算を提出し、国会の審議と承認を得なければならない。(H16-53、× 内閣、前年度の1月中)
- 近年では、国に納める国税と、都道府県や市町村などに納める地方税との税率の比率は、おおそ6:4となっている。(H21-52、○)
- 近年の税率構造をみると、所得税や法人税などの直接税と、消費税や酒税などの間接税の税率の比率は、おおそ1:1となっている。(H21-52、× 7:3)
- 消費税は、税率が景気の影響を比較的受けにくい安定的な税目とされており、国税収入の内訳をみると、近年では消費税の割合がもっとも高くなっている。(H21-52、× もっとも高いわけではない。)
- 財政法上、国債の発行は「建設国債」に限って認められているが、実際には特例法の制定によって「赤字国債」が発行されてきた。(H14-52、○)
- 国の歳出について日本の財政法は、国会の議決による例外を除いて、「公債又は借入金

以外の歳入を以て、その財源としなければならない」と定めている。(H17-49、○)

- 財政法の規定では赤字国債の発行は認められていないが、特例法の制定により、政府は赤字国債の発行をしている。(H26-50、○)
- 国債は、その円滑な消化のために、日本銀行による引受けが原則とされ、市中消化は例外とされている。(H14-52、× 例外、原則)
- 財政投融资制度の改革により、2001(平成13)年度からは、原資の確保のために、「財投債」と呼ばれる一種の国債の発行も可能とされている。(H13-52、○)
- 財政投融资は、郵便貯金や銀行預金、年金保険料などを原資として、社会資本整備などの分野に低利で融資・出資を行う制度として創設された。(H18-49 × 原資に銀行預金は含まれない。)
- 国の財政融資資金特別会計は、特殊法人等に貸し出す資金を調達するために、財投機関債を発行している。(H18-49 × 財投債)

2 経済 金融政策

1 日本銀行

(1) 意義

日本銀行とは、日本銀行法に基づいて設置されている認可法人であり、わが国唯一の中央銀行をいう。

(2) 日銀の機関

日本銀行の金融政策の方針は、日銀政策委員会で決定する。日銀政策委員会とは、日本銀行の最高意思決定機関として設置され、総裁、副総裁、および6人の審議委員から構成されている合議制の機関をいう。日本銀行の重要な意思決定は、政策委員会で議論した上で、多数決で決定される。

(3) 日銀の主な業務

	内容
発券銀行	日本銀行は、銀行券を発行することができる唯一の銀行である。なお、貨幣(コイン)は、銀行券の補助的役割を担うものとして政府が発行している。
銀行の銀行	日本銀行は、民間金融機関と預金取引を行い、日銀当座預金を通じた様々な決済サービスを提供している。日本銀行は、金融システムの安定を確保し、その強化を図るために、日銀当座預金を有する金融機関を対象に、当該金融機関への立入調査である考査を行っている。
政府の銀行	日本銀行は、政府から預金を受け入れ、国税の収納や公共事業費、年金の支払など、政府の資金の受払いに関する業務(国庫金に関する業務)を行っている。

なお、この他にも、日本銀行は、日本政府の代理人として、外国為替市場に取引当事者として参加し、外国為替の売買取引を行っている。

2 金融政策

日本銀行は、金融政策を討議・決定する金融政策決定会合を毎月1～2回程度開催し、金融市場調整方針等を決定している。日本銀行は、この方針を達成するため、各種のオペレーション等を用いて、民間金融機関との資金の取引を行っている。

日本銀行は、2016年1月に、消費者物価の前年比上昇率2%の「物価安定の目標」を、2年程度の期間を念頭に置いて、できるだけ早期に実現するため、「マイナス金利付き量的・質的

金融緩和」を導入することを決定した。今後は、「量」・「質」・「金利」の3つの次元で緩和手段を駆使して、金融緩和を進めていくこととなる。

(1) 「金利」: マイナス金利の導入

金融機関が保有する日本銀行当座預金に0.1%のマイナス金利を適用する。今後、必要な場合、さらに金利を引き下げる。

(2) 「量」: 金融市場調節

マネタリーベースが、年間約80兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

(3) 「質」: 資産買入れ

長期国債について、保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行い、買入れの平均残存期間は、7年～12年程度とする。

(図表) 金融政策

	不況期	好況期
公開市場操作	買いオペレーション	売りオペレーション

《過去問チェック》

- 日本銀行は「発券銀行」として、日本銀行券を発行する。日本銀行券は法定通貨であり、金(きん)と交換できない不換銀行券である。(H23-49、○)
- 日本銀行は「銀行の銀行」として市中銀行から預託を受け入れ、市中銀行に貸し出しを行う。日本銀行が市中銀行に貸し出す金利を法定利息と呼ぶ。(H23-49、× 基準割引率および基準貸付利率)
- 日本銀行は「政府の銀行」として、国(中央政府)や自治体(地方政府)の税金などの公金の管理をする等、出納経理にかかわる事務をしている。(H23-49、× 自治体(地方政府)の出納経理にかかわる事務はしていない。)
- 国庫金の出納を扱い、政府短期証券を引き受け、政府財政の資金繰りの調整を行うほか、必要に応じて法定外の公債の引受けも行う。(H17-50、× 法定外の公債の引受けは原則できないと解される。)
- 日本銀行は「国内政策の銀行」として、公開市場操作、預金準備率操作などの金融政策を行う。しかし、「円売りドル買い」などの外国為替市場への介入は行わない。(H23-49、× 行う。)
- 日銀は、為替介入権限に基づき、円を売ってドルを買うなどして金融市場に資金を供給し金利を誘導することがあるが、これを買いオペレーションという。(H13-55、×)

3 経済 日本現代史

年代	内閣	出来事
1950年代	吉田内閣	(1949)ドッジライン シャウブ税制勧告 (1950)朝鮮戦争 警察予備隊発足 (1951)サンフランシスコ平和条約 日米安全保障条約 (1952)IMF・世界銀行加盟 保安隊発足 (1954)MSA協定 → 自衛隊発足、防衛庁設置
	鳩山内閣	(1955)GATT加盟 日本社会党統一、自由民主党結成 → 55年体制 (1956)経済白書「もはや戦後ではない」 日ソ共同宣言 → 日本、国際連合加盟
	石橋内閣	
1960年代	岸内閣	(1960)日米新安保条約調印
	池田内閣	(1960)国民所得倍増計画発表 → 高度経済成長政策開始 (1961)農業基本法公布 (1964)IMF8条国に移行、OECD加盟 東京オリンピック、東海道新幹線開通
1970年代	佐藤内閣	(1965)日韓基本条約調印 (1966)戦後初の赤字国債 (1967)公害対策基本法公布 → (1971)環境庁発足 (1968)小笠原諸島返還協定調印 (1970)日米新安保条約自動延長 (1971)沖縄返還協定調印 → (1972)沖縄県発足

		ニクソン・ショック
	田中内閣	(1972)日本列島改造論発表 日中共同声明 (1973)変動為替相場制へ移行 第4次中東戦争 → 第1次石油危機
	三木内閣	(1974)戦後初のマイナス成長(マイナス0.8%) (1975)政治資金規正法改正 第1回サミット(フランス) (1976)ロッキード事件 → 田中角栄前首相逮捕
	福田内閣	(1977)海洋2法公布 (領海200カイリ、漁業水域200カイリ) (1978)日中平和友好条約調印 イラン革命 → 第2次石油危機
	大平内閣	(1979)東京サミット開催 (1980)初の衆参同日選挙
1980年代	鈴木内閣	(1981)第2次臨調発足 → 3公社の分割・民営化を答申
	中曽根内閣	(1985)日本たばこ産業株式会社 日本電信電話株式会社設立 プラザ合意 男女雇用機会均等法公布 (1987)国鉄分割民営化 → JR7社設立
	竹下内閣	(1988)リクルート事件 消費税法公布 → (1989)消費税実施(3%)
	宇野内閣	
1990年代	海部内閣	(1989)日米構造協議開始 (1991)湾岸戦争 → 自衛隊、掃海艇をペルシア湾に派遣
	宮沢内閣	(1992)佐川急便事件 PKO協力法公布
	細川内閣	(1993)非自民連立政権誕生 → 55年体制終焉 (1994)政治改革関連4法案公布

	羽田内閣	
	村山内閣	(1995)阪神・淡路大震災発生 地下鉄サリン事件
	橋本内閣	(1996)行政改革会議発足 (1997)消費税5% 介護保険法成立 → (2000)介護保険法施行 (1998)中央省庁等改革基本法公布
	小淵内閣	(1999)周辺事態法などガイドライン関連法成立 男女共同参画社会基本法成立
2000年代	森内閣	(2000)金融庁発足 (2001)中央省庁再編 情報公開法施行
	小泉内閣	(2002)日朝平壤宣言 (2003)イラク戦争開始 → (2004)自衛隊イラク派遣 日本郵政公社発足 (2005)郵政民営化法成立
	安倍内閣	(2006)教育基本法改正 (2007)防衛省発足 国民投票法成立

《過去問チェック》

- 日本社会党・民主党・国民協同党の三党が連立した片山哲内閣の枠組を引き継いだ芦田均内閣は、広く政界からGHQまで巻き込んだ疑獄事件である昭和電工事件により、退陣した。(H24-48 ○)
- 第二次世界大戦後の激しいインフレに対して、徹底した引き締め政策を実行するシャープ勧告が強行された。これによりインフレは収束したが、不況が深刻化した。しかし、その後のベトナム特需により、日本経済は息を吹き返した。(H24-50 × ドッジライン、朝鮮特需)
- 1951年に日本は、吉田茂首相のもと、いわゆる西側諸国とポーツマス条約を締結して独立を回復した。同年に、日米間では日米安全保障条約を締結し、その後、1960年にはその改定がなされた。(H25-48 × サンフランシスコ講和条約)
- 造船疑獄事件で、吉田茂内閣への批判が強まるなか、鳩山一郎ら自由党反吉田派は離党して鳩山を総裁とする日本民主党を結成した。同年末に吉田内閣は退陣し、鳩山内閣が

成立した。(H24-48 ○)

- 1956年に日本は、鳩山一郎首相のソ連訪問において、日ソ不可侵平和条約を締結した。これを契機として、東欧諸国との国交が順次結ばれ、同年には国際連合への加盟を果たした。(H25-48 × 日ソ共同宣言)
- 1961年に発足した経済協力開発機構(OECD)の原加盟国は欧州18か国にアメリカとカナダを加えた20か国であったが、アジアから日本が加盟したのは、東京オリンピック開催後数年たってからのことである。(H15-48 × 日本がOECDに加盟したのは東京オリンピック開催と同年の1964年である。)
- 日本は、対日講和条約発効後まもなく国際通貨基金(IMF)に加盟したが、その当時は経常取引の為替制限が行われていたため常任理事国には選出されず、いわゆる8条国移行(1964年4月)を待って常任理事国となった。(H15-48 × 日本は1952年にIMFへ加盟し、同年に常任理事国として選出されている。)
- 1958年には新国民健康保険法が、翌59年には国民年金法が相次いで成立し、東京オリンピックの年(64年)になって「国民皆保険」「国民皆年金」が実現した。(H14-50 × 1961年)
- 1965年に日本は、大韓民国との間で日韓基本条約を締結した。また、朝鮮民主主義人民共和国との間の国交は、2002年の小泉純一郎首相の平壤訪問によって回復した。(H25-48 × 北朝鮮との国交は回復していない。)
- 1970年代において先進国経済はスタグフレーションに陥り、貿易摩擦の激化を招いた。(H16-48 ○)
- 1971年に日本は、アメリカとの間で沖縄返還協定を結び、翌1972年には沖縄の復帰を実現した。但し、環太平洋戦略的防衛連携協定により、日本はアメリカ軍基地の提供を続けている。(H25-48 × 日米安全保障条約)
- 1972年に日本は、田中角栄首相が中華人民共和国を訪問した際に、日中共同声明によって、中華人民共和国との国交を正常化した。その後、1978年に日中平和友好条約を締結した。(H25-48 ○)
- 第一次石油危機による原油価格の上昇は、列島改造ブームによる地価高騰と相俟って、「狂乱物価」と呼ばれる急激な物価上昇を招いた。(H25-49 ○)
- 石油危機による原油価格の暴騰などにより、狂乱物価と呼ばれる激しいインフレが発生した。政府は円の切り下げのために変動為替相場制から固定為替相場制へ移行させ、輸出の拡大で不況を乗り切ることを目指した。(H24-50 × 固定相場制から変動相場制)



リーダーズ式☆出題予想テーマ的中プロジェクト

- 航空機売り込みをめぐる収賄容疑で、現職の首相である田中角栄が逮捕されたロッキード事件が起きた。そのため、与党の自由民主党内で「田中おろし」がなされ、田中内閣が総辞職して福田赳夫内閣が成立した。(H24-48 × 田中角栄が逮捕されたのは、田中内閣が総辞職して三木武夫内閣が成立した後であり、福田赳夫内閣が成立したのは、三木武夫内閣の後である。)
- 1973年10月の第4次中東戦争および1978年のイラン革命に伴う2度の石油危機により、主要国は1980年代初めにいっせいに変動相場制に移行することになった。(H16-48 × 1972年6月にイギリスが変動相場に移行し、1973年3月までに主要国が変動相場制に移行した。)
- 社会保障給付水準の一挙引上げが着手された1973年をもって「福祉元年」と命名されたが、第2次石油危機の勃発した年(79年)に「福祉見直し」の制度改革が始まった。(H14-50 × そのような事実はない。)
- 1980年代の資本主義経済の変貌を促すきっかけとなったのは、イギリスのサッチャー政権による供給重視の経済政策と規制緩和の推進であった。(H16-48 ○)
- 中曽根内閣のもとで設置された第2次臨時行政調査会は、「民間活力の活用」をすすめる観点から、旧国鉄、旧電電公社、旧郵政公社の民営化に取り組んだ。(H18-47 × 鈴木内閣、旧専売公社)
- 先進5カ国財務相・中央銀行総裁会議での協調介入に関するプラザ合意を受けて円高が加速し、輸出産業を中心に不況が一時深刻化した。しかし、その後には内需拡大に支えられた大型景気が訪れた。(H24-50 ○)
- 1985年のプラザ合意を経て、日本の対アジア直接投資と輸入の増加がアジアの新興工業国・地域の経済成長を促したが、ASEAN諸国全般に対する影響はなかった。(H16-48 × ASEAN諸国全般に大きな影響を与えた。)
- 消費税導入を実現した竹下登内閣は、おりからのリクルート事件の疑惑のなかで退陣した。これを受け継いだ宇野宗佑内閣も、参議院選挙での与党大敗を受けて退陣することとなった。(H24-48 ○)
- 1980年代後半から、低金利によって余った資金が土地や株式などに投資され、地価や株価などの資産価格を高騰させて、いわゆる「リフレ経済」を招いた。(H25-49 × バブル経済)
- 円高によるアジアNIESからの安価な製品の流入、大型小売店やディスカウントストアの出現などにより、1990年代以降は、「価格破壊」が起こることもあった。(H25-49 ○)
- 消費税が5%に引き上げられた後、その年の夏以降にはリーマン・ショックと呼ばれる世界

経済危機が発生し、日本経済は深刻な不況となった。大手金融機関の経営破綻が生じ、公的資金投入による金融機関救済が進められた。(H24-5 × 消費税が5%に引き上げられたのは1997年、リーマンショックは2008年)

- 小泉政権の下での地方税財源改革として注目されている、いわゆる「三位一体改革」とは、税源の移譲を含む地方税体系の全体的見直し、地方公営企業制度の抜本的改革、国庫補助負担金の廃止・縮減の3施策を一体的に進める改革提案のことをいう。(H16-52 × 地方交付税の見直し)

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）
京都本校：〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670京都フクトクビル6F
TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040（代表）